

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番21号  
株式会社トーシンホールディングス  
代表取締役社長 石 田 信 文

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年7月29日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区栄三丁目29番1号 名古屋パルコ西館9階<br>名古屋クレストンホテル ザ・バンケット<br>(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

お土産の配布を取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第35期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第35期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）計算書類報告の件 |
|-----------------|--|

決議事項  
第1号議案  
第2号議案  
第3号議案

取締役7名選任の件  
監査役2名選任の件  
退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.toshin-group.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

〈出席のご検討について〉

・本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

〈ご来場される株主さまへのお願い〉

- ・ご自身の体調をご確認のうえ、マスクを着用いただきますようお願い申し上げます。
- ・入場受付の前にアルコール消毒液による消毒及び検温をさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。また、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席に限りがございます。当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主総会の議事は、昨年同様時間を短縮して行うことを検討しております。

## (添付書類)

### 事業報告

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、雇用情勢や個人消費において急激な減退が進み、社会活動への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような経済状況の中、当社グループは、携帯ショップにおける新しい通信規格「5G」対応機種の販売促進、テナントビル及びマンションの稼働率の強化、ゴルフ場及びゴルフ練習場での利用満足度の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の連結経営成績は、売上高209億79百万円（前期比1.6%減）、営業利益5億92百万円（前期比120.8%増）、経常利益5億37百万円（前期比166.8%増）、親会社株主に帰属する当期純損失3億45百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億87百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 移動体通信関連事業

携帯電話業界におきましては、2020年9月には各通信事業者の5G（第5世代移動通信システム）商用サービスが出そろい、また政府による通信料金の値下げ要請に対応した新料金プランやオンライン専用プランのサービス提供が開始されるなど、引き続き通信事業者間の価格が激しくなっており、それに伴う販売代理店の競争環境にも大きな変化が起こっております。

このような環境の中、当社グループは、各通信事業者の方針に基づき、新型コロナウイルスの感染予防の措置を講じつつ、生活に欠かせない重要なインフラ拠点として、営業を続けました。「4G」サービスの促進、「5G」対応スマートフォンの販売、並びに学割サービス、光回線、電気、キャッシュレス決済といった多様なサービスの提供等に注力しました。収益性の高い店舗網を拡大するため、店舗改装や集客力のある好立地への店舗移転も行いました。また、外販及び店舗でのイベント開催に注力し、店舗近隣への営業活動による集客増加に努めました。

当連結会計年度における売上高は188億14百万円、セグメント利益は4億52百万円となりました。

## 不動産事業

不動産事業におきましては、市場は底堅く推移しており、需要は概ね堅調に推移しております。当社グループにおきましては、満足度向上のため、定期清掃やメンテナンスを強化して、入居率の維持・向上に努めてまいりました。またテナントビル及びマンションの入居率を高めるとともに市場の変化を敏感に読み取りながら、新規マンション等の建設計画を進めております。

当連結会計年度における売上高は6億94百万円、セグメント利益は2億77百万円となりました。

## リゾート事業

リゾート事業におきましては、ゴルフ場においては新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛の影響はあるものの、ゴルフ場及びプレーヤーが感染予防対策を講じることで、少しずつではありますが回復傾向となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染リスクが懸念される影響から、ゴルフコンペの需要が減少しているため、厳しい状況が続いています。

このような環境の中、グリーンやティーの改修工事、また施設及び設備の改修工事などを実施いたしました。シーズン通して良いコンディションでプレーして頂けるように、ゴルファーの快適なプレー環境をサポートすることに努めました。

当連結会計年度における売上高は14億14百万円、セグメント利益は54百万円となりました。

## その他

飲料水の販売やゴルフレッスン施設「ゴルフリークス」の運営、太陽光発電事業、ふるさと納税における返礼品の提供を行っております。

### セグメント売上高

区分	売上高	構成比
移動体通信関連事業	18,814,204千円	89.7%
不動産事業	694,681千円	3.3%
リゾート事業	1,414,595千円	6.7%
その他	55,733千円	0.3%
合計	20,979,215千円	100.0%

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、13億83百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 移動体通信関連事業 auショップ イオンモール東員（三重県員弁郡）の新規出店費用、auショップ イオンモール浜松市野（静岡県浜松市）、auショップ 六番町（名古屋市熱田区）、SoftBankショップ アズタウン（名古屋市中川区）、SoftBankショップ 太平通（名古屋市中川区）、SoftBankショップ 高畑（名古屋市中川区）、SoftBankショップ 中川八熊通（名古屋市中川区）の改装費用
- ・ 不動産事業 マンション建設予定地の購入（名古屋市熱田区）  
土地の購入（愛知県常滑市）
- ・ リゾート事業 電磁誘導カートの導入（三重県津市）

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 2018年4月期	第 33 期 2019年4月期	第 34 期 2020年4月期	第 35 期 (当連結会計年度) 2021年4月期
売 上 高(千円)	26,681,565	24,363,066	21,325,991	20,979,215
経 常 利 益(千円)	382,134	302,817	201,459	537,404
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) は当期純損失(△)	142,912	132,070	187,372	△345,826
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	22円51銭	20円67銭	29円22銭	△53円90銭
総 資 産(千円)	18,961,973	19,787,460	21,805,880	23,602,331
純 資 産(千円)	3,453,761	3,478,110	3,499,557	3,035,253
1株当たり純資産額	528円56銭	529円56銭	538円74銭	464円94銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額の算出については、自己株式を控除して算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
トーシンリゾート株式会社	100,000	100	ゴルフ場の運営管理
トーシンコーポレーション株式会社	10,000	90	不動産関連事業
株式会社トーシンモバイル	10,000	100	移動体通信関連事業
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	10,000	100 (100)	ゴルフ場の運営管理

(注) 「当社の議決権比率」の欄の( )内は間接所有割合を内書きで記載しております。

### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響などにより、先行き不透明な状況ではあります。厳しい環境下ではありますが、当社グループを取り巻く事業環境の変化に柔軟に対応し、企業価値および業績のさらなる向上を目指し、お客様、取引先及び従業員の安全を最優先に考え、関係機関と連携しながら様々な取り組みを実施してまいります。

- ① 移動体通信関連事業においては、収益性の高い店舗網を拡大するため、店舗改装や集客力のある好立地への店舗移転については、市場動向を見極めつつ、販売予測、投資採算性等を慎重に検討し決定してまいります。また、店舗における生産性を高めるため、店舗オペレーションの改善やお客様の待ち時間の短縮化、独自イベントの開催等、お客様満足度を向上させるとともに、お客様との継続的な関係強化に取り組んでまいります。
- ② 不動産事業におきましては、賃貸ビル及び賃貸マンションの効率運営により、安定した収益確保を目指してまいります。
- ③ ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営管理等のリゾート事業におきましては、複数のゴルフ場及びゴルフ練習場をオペレーションすることで、ノウハウの蓄積に努めております。集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに施設整備を行い、魅力的なサービスを提供し、売上・利益の拡大を図ってまいります。
- ④ 人材の確保・開発につきましては、新卒採用のほか、キャリア採用による即戦力補充に努めております。企業の持続的な成長・発展を実現するためには従業員一人ひとりが向上心を持って持続的に成長していくことも重要と考えておりますので、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。また、当社グループでは実力主義に基づく評価制度の浸透で、活力ある企業集団づくりを目指してまいります。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び対応を行い、その影響の最小化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年4月30日現在)

当社グループは、移動体通信機器の販売を主たる業務とする移動体通信関連事業、賃貸ビル・賃貸マンションの不動産賃貸を主たる業務とする不動産事業、ゴルフ場・ゴルフ練習場の運営を主たる業務とするリゾート事業を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2021年4月30日現在)

当社の主要な事業所

本社 名古屋市中区

子会社 4社

株式会社トーシンモバイル  
名古屋市中区

営業店舗

[ソフトバンクショップ 30店舗 (直営店9店舗 代理店21店舗) ]

愛知県 16店、静岡県 8店、岐阜県 4店、三重県 2店

[auショップ 26店舗 (直営店12店舗 代理店14店舗) ]

愛知県 16店、静岡県 3店、岐阜県 3店、東京都 1店、  
長野県 1店、三重県 2店

[ワイモバイルショップ 1店舗 (代理店1店舗) ]

静岡県 1店

[UQスポット 2店舗 (直営店1店舗 代理店1店舗) ]

愛知県 2店

トーシンリゾート株式会社

名古屋市中区

[ゴルフ場 3コース]

岐阜県加茂郡富加町 TOSHIN Golf Club Central Course

岐阜県関市武芸川町 TOSHIN さくら Hills Golf Club

三重県津市美里町 TOSHIN Princeville Golf Course

[ゴルフ練習場]

愛知県春日井市出川町 リバーデールゴルフクラブ

トーシンコーポレーション株式会社

名古屋市中区

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

愛知県田原市

(7) 従業員の状況 (2021年4月30日現在)

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
移動体通信関連事業	87名	22名減
リゾート事業	42名	14名減
不動産事業	3名	—
その他の	3名	—
本社	29名	—
合計	164名	36名減

(注) 従業員数にはパートタイマー、契約社員、派遣社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年4月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,382百万円
株式会社関西みらい銀行	1,587
株式会社三井住友銀行	1,523
株式会社みずほ銀行	1,113
株式会社十六銀行	902

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年4月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,500,000株
- ② 発行済株式の総数 6,536,800株
- ③ 株主数 10,191名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ャ ッ ト	2,172,400株	33.59%
石 田 信 文	382,000	5.91
石 田 ゆ か り	297,600	4.60
山 田 正 義	267,000	4.13
トーシングループ従業員持株会	210,689	3.26
ソフバンク株式会社	144,000	2.23
山 田 月 子	80,000	1.24
三井住友信託銀行株式会社	72,000	1.11
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	48,900	0.76
株 式 会 社 オ ー レ ン ジ	43,350	0.67

- (注) 1. 当社は、自己株式70,021株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は55,600株増加しております。
3. 持株比率は自己株式(70,021株)を控除して計算しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権

		第6回新株予約権
発行決議日		2016年8月8日
新株予約権の数		3,592個
新株予約権の 目的となる株式の種類と数		普通株式359,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の 行使時の払込金額		569円
権利行使期間		2018年8月16日から 2021年7月31日まで
行使の条件		注1～2
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,592個 目的となる株式数 359,200株 保有者数 5人
	社外 取締役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の取締役であることを要しております。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
2. 新株予約権を受けた者が死亡した場合は、その相続人による権利行使は認めておりません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（2021年4月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 田 信 文	トーシンリゾート株式会社 代表取締役会長 トーシンコーポレーション株式会社 代表取締役社長 株式会社トーシンモバイル 代表取締役社長 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 代表取締役会長
取 締 役	石 田 ゆ かり	管 理 部 長
取 締 役	中 根 秀 平	営 業 部 統 括 部 長 兼 営 業 企 画 部 長 トーシンリゾート株式会社 取締役社長 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役社長
取 締 役	旭 萌 々 子 (戸籍上氏名 田中萌々子)	社 長 室 長 兼 管 理 部 長 (総務人事担当) トーシンリゾート株式会社 取締役 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役
取 締 役	由 比 藤 一 真	管 理 部 長 (経 理 財 務 担 当 ) トーシンリゾート株式会社 監査役 株式会社トーシンモバイル 監査役 トーシンコーポレーション株式会社 監査役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 監査役
取 締 役	阿 曾 克 彦	
監 査 役 ( 常 勤 )	加 藤 悦 生	株式会社日本アドシステム 代表取締役 一般社団法人まちの活力創生協会 代表理事
監 査 役	鈴 木 真 司	鈴 木 真 司 法 律 事 務 所 所 長
監 査 役	小 林 修 一	コバヤシアーキテック 代表
監 査 役	深 谷 隆 雄	浅野高嗣 税理士事務所 税務会計事業部 部長

- (注) 1. 取締役阿曾克彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役阿曾克彦氏、監査役鈴木真司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 3. 監査役加藤悦生氏、鈴木真司氏、小林修一氏、深谷隆雄氏は、社外監査役であります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬額は役位、在職期間における実績、社内バランス、会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

- 1) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としております。
- 2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証します。
- 3) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、会社業績に応じて変動する業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等で構成しております。
- 4) なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとしております。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

#### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益を反映した現金報酬とし、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、賞与として一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、ストックオプションを採用し、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に支給するものとしております。

#### 4. 基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位別に決定するものとしております。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その権限の内容は、定款または株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬の額および賞与額の決定とする。なお、ストックオプションについては、基本報酬月額及び株式公正価値をもとに、取締役会で取締役個人別の割当数を決定するものとしております。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動等 報酬等	非金銭等 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	136 (1)	136 (1)	— (—)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	3 (1)	3 (1)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	140 (3)	140 (3)	— (—)	— (—)	10 (4)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は10名です。

3. 監査役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4. 2021年7月29日開催の第35期定時株主総会において付議いたします、退任予定の役員に対する役員退職慰労金支給予定額は、上記には含んでおりません。

取締役 1名 当社規定に定める基準により、相当額の範囲内の金額となります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 監査役鈴木真司氏は、鈴木真司法律事務所の所長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
2. 監査役加藤悦生氏は、株式会社日本アドシステムの代表取締役及び一般社団法人まちの活力創生協会の代表理事であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 監査役小林修一氏は、コバヤシアーキテックの代表であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
4. 監査役深谷隆雄氏は、浅野高嗣税理士事務所税務会計事業部の部長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役阿曾克彦	14回	100.0%	-	-
監査役加藤悦生	14回	100.0%	13回	100.0%
監査役鈴木真司	14回	100.0%	13回	100.0%
監査役小林修一	14回	100.0%	13回	100.0%
監査役深谷隆雄	11回	100.0%	10回	100.0%

(注) 監査役深谷隆雄氏は、2020年7月29日開催の第34期定時株主総会において監査役に選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役とは異なります。

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役阿曾克彦氏は、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。

監査役加藤悦生氏は、取締役会及び監査役会において、主に企業経営者としての豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。

監査役鈴木真司氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

監査役小林修一氏は、取締役会及び監査役会において、主に企業経営の経験と実績、見識から発言を行っております。

監査役深谷隆雄氏は、取締役会及び監査役会において、主に税務の専門的見地から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議を経たうえで会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程並びに法令に基づき、担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

トーション・リスク管理委員会を設置する。この委員会はリスク管理を統括する組織として、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を確保する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要事項について審議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
次のコンプライアンス体制を構築する。  
イ. 当会社及びグループ各社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トーシン行動指針」を定め、研修を実施し、実効化する。  
ロ. 当会社及びグループ各社における、法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためグループ従業員を対象とした「内部通報制度」として「トーシン・アラーム」を設置する。  
ハ. 適時適正な情報開示を確保するため、責任部署を定めて財務報告の正確性と信頼性の確保に取り組むほか、資金の流れや管理の体制を文書化する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定する。内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を実地監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査室を設置して、監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの人事評価及び任命は監査役会が行い、人事異動については常勤監査役の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制  
イ. 会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。  
ロ. 会社及びグループ各社の役職員が法令又は定款に違反する行為をし、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。  
ハ. 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置し、監査役と緊密な連携を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。  
ロ. 代表取締役社長及び取締役との定期的会合を開催し情報交換を行う。  
ハ. 取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
取締役及び使用人が遵守すべき行動指針において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行することを表明しており、反社会的勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程並びに法令に基づき、管理部総務人事課を主管部署とし、取締役管理部部長を責任者として適切に保管管理しております。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
代表取締役社長を議長として、トーシン・リスク管理委員会を開催し、緊急事態による発生被害の未然防止及び緊急時に迅速な対策を決定できる体制を構築しております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、月1回の定時取締役会及び臨時取締役会を含め年14回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、迅速的に意思決定を行っております。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
「トーシン行動指針」に基づき取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため社内研修を実施し、「内部通報制度」である「トーシン・アラーム」により内部通報内容の概要が代表取締役社長及び各取締役に報告されております。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて内部監査室による定期的な監査を実施しており、適時重要事項の報告を求め、重要性の高い項目については当社取締役会への報告を行い子会社を含めた業務実態把握を行っております。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事態を発見した場合は、報告を受けた部門及び内部監査室が速やかに監査役に報告する体制をとっております。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、効率的に監査を実施するとともに、年2回会計監査人との意見交換会を行い、監査内容の充実を図っております。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

管理本部総務人事課において新規取引先と取引を行う際は業務フローを基にチェックを行い、反社会的勢力であるか否かの調査を行っております。また、反社会的勢力による不当要求の徹底的な排除のため、リスク管理委員会が主体となって警察への通報、顧問弁護士への相談を実施するなど、外部専門機関との連携を行っております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、経営の重要政策の一つと認識しており、将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、株主の皆様へ安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の経営環境や業績見通しなどを総合的に勘案いたしまして、1株当たり10円の配当とさせていただきます。年間では、すでに実施済みの中間配当金1株当たり12円とあわせまして、年間配当金は1株当たり22円となります。

# 連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,743,653</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,767,352</b>
現金及び預金	3,576,367	買掛金	2,590,390
売掛金	2,503,176	短期借入金	4,300,000
商品及び製品	432,561	1年内返済予定の長期借入金	869,865
原材料及び貯蔵品	19,211	未払金	394,524
その他	212,337	リース債務	113,754
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,852,751</b>	未払法人税等	128,583
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>16,016,563</b>	賞与引当金	33,800
建物及び構築物	6,279,487	その他	336,434
土地	9,317,205	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,799,725</b>
リース資産	147,103	社債	700,000
建設仮勘定	201,080	長期借入金	8,281,157
その他	71,686	リース債務	170,645
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>150,547</b>	退職給付に係る負債	29,557
投資その他の資産	685,640	役員退職慰労引当金	1,102,608
投資有価証券	55,253	繰延税金負債	472,371
長期貸付金	53,906	資産除去債務	22,694
敷金保証金	184,005	デリバティブ債務	59,377
繰延税金資産	329,925	その他	961,314
その他	62,549	<b>負 債 合 計</b>	<b>20,567,078</b>
繰延資産	5,926	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,602,331</b>	株主資本	2,984,305
		資本金	742,099
		資本剰余金	880,617
		利益剰余金	1,410,234
		自己株式	△48,646
		その他の包括利益累計額	22,363
		その他有価証券評価差額金	22,363
		新株予約権	20,548
		非支配株主持分	8,036
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,035,253</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>23,602,331</b>

# 連結損益計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,979,215
売上原価	17,352,332
売上総利益	3,626,883
販売費及び一般管理費	3,034,226
営業利益	592,657
営業外収益	49,941
受取利息	199
受取配当金	1,812
デリバティブ評価益	7,722
敷金償却収入	3,335
その他	36,872
営業外費用	105,194
支払利息	97,656
支払手数料	20
その他	7,517
経常利益	537,404
特別利益	85,624
固定資産売却益	350
投資有価証券売却益	8,184
新株予約権戻入益	13,379
受取保険金	63,710
特別損失	1,088,219
固定資産売却損	5,245
固定資産除却損	10,961
役員退職慰労引当金繰入額	1,072,013
税金等調整前当期純損失	△465,189
法人税、住民税及び事業税	122,665
法人税等調整額	△241,741
法人税等合計	△119,075
当期純損失	△346,114
非支配株主に帰属する当期純損失	△288
親会社株主に帰属する当期純損失	△345,826

# 連結株主資本等変動計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	724,752	863,270	1,897,135	△48,385	3,436,772
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	17,347	17,347			34,694
剰 余 金 の 配 当			△141,054		△141,054
親会社株主に帰属する当期純損失			△345,826		△345,826
自己株式の処分			△20	97	77
自己株式の取得				△359	△359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	17,347	17,347	△486,900	△261	△452,467
当 期 末 残 高	742,099	880,617	1,410,234	△48,646	2,984,305

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	17,474	17,474	36,985	8,325	3,499,557
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					34,694
剰 余 金 の 配 当					△141,054
親会社株主に帰属する当期純損失					△345,826
自己株式の処分					77
自己株式の取得					△359
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,889	4,889	△16,437	△288	△11,836
当 期 変 動 額 合 計	4,889	4,889	△16,437	△288	△464,304
当 期 末 残 高	22,363	22,363	20,548	8,036	3,035,253

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 トーシンリゾート株式会社  
トーシンコーポレーション株式会社  
株式会社トーシンモバイル  
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社プラチナム）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
トーシンコーポレーション株式会社	10月31日 ※
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	10月31日 ※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

- ・時価のないもの 総平均法による原価法

##### ロ. デリバティブ

時価法

##### ハ. たな卸資産

・商品

移動体通信機器

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

その他の商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 長期前払費用 每期均等償却をしております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金利

ハ. ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法  
一部の金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産 (主に不動産事業セグメントに属しております。)	16,016,563千円
無形固定資産 (主に不動産事業セグメントに属しております。)	150,547千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪化、市場価額の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市場の変化により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

定期預金	220,000千円
建物	4,833,725千円
土地	7,053,380千円
計	12,107,106千円

上記の資産は、短期借入金1,479,488千円、1年内返済予定の長期借入金529,964千円、長期借入金7,724,570千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,500,938千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,481,200株	55,600株	一株	6,536,800株

(注) 発行済株式の総数の増加55,600株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	69,541株	620株	140株	70,021株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加620株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少140株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年6月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 64,116千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2020年4月30日
- ・効力発生日 2020年7月15日

ロ. 2020年12月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 76,937千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2020年10月31日
- ・効力発生日 2021年1月14日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
2021年6月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	64,667千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	10円
・ 基準日	2021年4月30日
・ 効力発生日	2021年7月15日

- (4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 373,600株

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に株式であり、定期的に時価の変動を把握しております。

長期貸付金は、主に土地所有者への建物建設に伴う資金として、敷金保証金は出店に伴うものであり、店舗建物所有者のリスクに晒されております。

買掛金及び未払金については、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

デリバティブは借入金の変動金利リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれら差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2.参照）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,576,367	3,576,367	—
(2) 売掛金	2,503,176	2,503,176	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	55,253	55,253	—
(4) 長期貸付金	53,906	53,361	△545
(5) 敷金保証金	18,812	18,707	△105
資産計	6,207,515	6,206,865	△650
(1) 買掛金	2,590,390	2,590,390	—
(2) 短期借入金	4,300,000	4,300,000	—
(3) 未払金	394,524	394,524	—
(4) 未払法人税等	128,583	128,583	—
(5) 社債	700,000		
①1年内償還予定の 社債	—		
②社債	700,000		
社債 計	700,000	697,806	△2,193
(6) 長期借入金			
①1年内返済予定の 長期借入金	869,865		
②長期借入金	8,281,157		
長期借入金 計	9,151,022	9,185,567	34,545
(7) リース債務			
①リース債務(流動負債)	113,754		
②リース債務(固定負債)	170,645		
リース債務 計	284,400	280,575	△3,824
負債計	17,548,920	17,577,448	28,527
デリバティブ取引(※)	(59,377)	(59,377)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 敷金保証金

これらについては、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、敷金保証金については、(注) 2. に記載のとおり、時価を把握することが極めて困難であるため、時価が確定できる敷金保証金についてのみ取得原価及び時価を記載しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の価値については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象となっている長期借入金については、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(6)参照)

(注) 2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) 敷金保証金	165,193
(2) 受入敷金保証金	294,760

これらについては、市場価格がなく、入居から退去までの預託期間を算定することが困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であるため、時価の対象としておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸ビル及び賃貸マンションを有しております。2021年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は277,697千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
10,162,110千円	765,563千円	10,927,673千円	13,061,515千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は愛知県常滑市の土地取得による647,082千円であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 494円94銭  
 (2) 1株当たり当期純損失 △53円90銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,873,624</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,915,531</b>
現金及び預金	2,946,234	買掛金	2,224
売掛金	38,648	短期借入金	4,250,000
商品及び製品	13,787	1年内返済予定の長期借入金	578,697
原材料及び貯蔵品	45	リース債務	17,447
前払費用	34,836	未払金	813,954
未収入金	839,207	未払法人税等	101,861
その他	863	預り金	11,747
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,021,023</b>	前受金	40,644
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,462,403</b>	賞与引当金	11,500
建物	4,050,536	その他	87,453
構築物	131,005	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,079,363</b>
車両運搬具	6,902	社債	700,000
機械及び装置	594	長期借入金	5,293,297
工具、器具及び備品	3,233	リース債務	8,482
土地	5,047,662	資産除去債務	18,592
リース資産	23,917	退職給付引当金	6,031
建設仮勘定	198,550	役員退職慰労引当金	1,102,608
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>113,829</b>	受入敷金保証金	308,613
借地権	111,500	デリバティブ債務	59,377
ソフトウェア	0	その他	582,363
電話加入権	2,329	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,994,895</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,444,790</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	55,253	株主資本	1,862,765
関係会社株式	120,630	資本金	742,099
出資金	10	資本剰余金	880,617
長期貸付金	53,906	資本準備金	880,617
関係会社長期貸付金	1,730,008	利益剰余金	288,695
長期前払費用	8,730	利益準備金	54,942
敷金保証金	94,650	別途積立金	195,000
会員権	43,475	繰越利益剰余金	38,753
繰延税金資産	331,663	<b>自 己 株 式</b>	<b>△48,646</b>
その他	6,462	評価・換算差額等	22,363
<b>繰 延 資 産</b>	<b>5,926</b>	その他有価証券評価差額金	22,363
社債発行費	5,926	新株予約権	20,548
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,900,573</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,905,677</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>15,900,573</b>

# 損益計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,486,590
売上原価	44,741
売上総利益	1,441,848
販売費及び一般管理費	974,651
営業利益	467,196
営業外収益	52,636
受取利息	31,245
受取配当金	1,811
デリバティブ評価益	7,722
その他	11,856
営業外費用	79,203
支払利息	72,771
社債利息	4,149
その他	2,282
経常利益	440,629
特別利益	85,274
投資有価証券売却益	8,184
新株予約権戻入益	13,379
受取保険金	63,710
特別損失	1,088,501
固定資産売却損	5,245
固定資産除却損	11,243
役員退職慰労引当金繰入額	1,072,013
税引前当期純損失	△562,597
法人税、住民税及び事業税	99,143
法人税等調整額	△242,164
法人税等合計	△143,020
当期純損失	△419,577

# 株主資本等変動計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			
				特別償却準備金	別積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	724,752	863,270	863,270	54,942	—	195,000	599,405	849,347
当期変動額								
新株の発行	17,347	17,347	17,347					
特別償却準備金の取崩								
剰余金の配当							△141,054	△141,054
当期純損失							△419,577	△419,577
自己株式の処分							△20	△20
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	17,347	17,347	17,347	—	—	—	△560,651	△560,651
当期末残高	742,099	880,617	880,617	54,942	—	195,000	38,753	288,695

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△48,385	2,388,985	17,474	17,474	36,985	2,443,444
当期変動額						
新株の発行		34,694				34,694
特別償却準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△141,054				△141,054
当期純損失		△419,577				△419,577
自己株式の処分	97	77				77
自己株式の取得	△359	△359				△359
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,889	4,889	△16,437	△11,548
当期変動額合計	△261	△526,219	4,889	4,889	△16,437	△537,767
当期末残高	△48,646	1,862,765	22,363	22,363	20,548	1,905,677

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 関係会社株式  | 総平均法による原価法   |
| ② その他有価証券 |  |
| ・時価のあるもの  | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） |
| ・時価のないもの  | 総平均法による原価法   |
| ③ デリバティブ  | 時価法  |
| ④ たな卸資産   |  |
| ・商品       |  |
| 移動体通信機器   | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）                       |
| その他の商品    | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）                     |
| ・貯蔵品      | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）                   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）によっております。              |
| ② 無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法によっております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                     |
| ④ 長期前払費用               | 每期均等償却をしております。  |

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- |         |  |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|---------|--|

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| ② 賞与引当金                         | 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。                                    |
| ③ 役員賞与引当金                       | 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。                                     |
| ④ 退職給付引当金                       | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法）に基づき計上しております。 |
| ⑤ 役員退職慰労引当金                     | 役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。                               |
| <b>(5) 重要なヘッジ会計の方法</b>          |  |
| ① ヘッジ会計の方法                      | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。              |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象                   | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金利   |
| ③ ヘッジ方針                         | デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。       |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法                   | 一部の金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。                                 |
| <b>(6) その他計算書類作成のための基本となる事項</b> |  |
| 消費税等の会計処理                       | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。        |

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (固定資産の減損)

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産 (主に不動産事業セグメントに属しております。)	9,462,403千円
無形固定資産 (主に不動産事業セグメントに属しております。)	113,829千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪化、市場価額の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市況の変化等により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

定期預金	25,000千円
建物	3,690,489千円
土地	3,652,594千円
計	7,368,084千円

上記の他、関係会社の借入金に対して定期預金（195,000千円）を担保に供しております。

上記の資産は、短期借入金1,479,488千円、1年内返済予定の長期借入金288,796千円、長期借入金4,894,210千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,236,398千円

(3) 債務保証

関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

トーシンリゾート株式会社	1,044,425千円
トーシンコーポレーション株式会社	1,681,288千円
株式会社トーシンモバイル	7,685千円
株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部	69,639千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	723,342千円
② 短期金銭債務	734,096千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	918,115千円
② その他の営業取引高	325千円
③ 営業取引以外の取引高	31,051千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	69,541株	620株	140株	70,021株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加620株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少140株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	3,519千円
販売用不動産評価損	25,760千円
ゴルフ会員権評価損	10,156千円
資産除去債務	5,689千円
退職給付引当金繰入超過額	1,845千円
役員退職慰労引当金繰入超過額	337,439千円
減価償却超過額	24,651千円
投資有価証券評価損	472千円
その他	6,296千円
繰延税金資産小計	415,829千円
評価性引当額	73,007千円
繰延税金資産合計	341,821千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9,860千円
資産除去債務に対する除去費用	1,297千円
繰延税金負債合計	11,158千円
繰延税金資産の純額	331,663千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	トーション リゾート 株式会社	直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	55,000	関係会社 長期貸付金	829,000
				資金の返済	21,000		
			経営管理	受取利息 (注) 1	18,625	未収入金	130,286
				経営指導料の受取 (注) 2	165,908		
商品販売	商品販売 債務保証 (注) 3	8,257					
			役員の兼任		1,044,425		

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	トーション コーポレーション 株式会社	直接90.0	資金の貸付	資金の返済 受取利息 (注) 1	10,000	関係会社 長期貸付金	186,770
			経営管理	経営指導 料の受取 (注) 2	1,607		
			土地の賃貸 役員の兼任	土地の賃貸 (注) 5	24,545		
子会社	株式会社 トーションモバイル	直接100.0	資金の貸付	債務保証 (注) 3	28,800	未収入金	113,858
				受取利息 (注) 1	1,681,288		
				経営指導 料の受取 (注) 2			
			役員 の兼任	受取利息 (注) 1	10,818	関係会社 長期貸付金	714,238
子会社	株式会社 トーションモバイル	直接100.0	経営管理	経営指導 料の受取 (注) 2	691,404	未収入金	719,300
				債務保証 (注) 3	7,685		
				債務被保 証 (注) 4	481,669		
子会社	株式会社 伊良湖シーサイド ゴルフ倶楽部	間接100.0	役員 の兼任	債務被保 証 (注) 4	69,639	関係会社 長期貸付金	69,639

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
3. 金融機関からの借入等に対して保証したものであります。なお、保証料は受取っておりません。
4. 金融機関からの借入等に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、合理的に決定しております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 291円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △65円39銭 |

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月1日

株式会社トーシンホールディングス  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚橋 泰夫 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 塚本 憲司 (印)  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーシンホールディングスの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーシンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月1日

株式会社トーシンホールディングス  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員	公認会計士	棚橋	泰夫	印
業務執行社員				
代表社員	公認会計士	塚本	憲司	印
業務執行社員				

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーシンホールディングスの2020年5月1日から2021年4月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月7日

株式会社トーシンホールディングス 監査役会

監査役 加藤悦生 ⑩  
(常勤)

社外監査役 鈴木真司 ⑩

社外監査役 小林修一 ⑩

社外監査役 深谷隆雄 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かとうよしお 加藤悦生 (1957年3月11日)  新任	1989年6月 株式会社日本アドシステム設立 代表取締役(現任) 1998年3月 株式会社名古屋リビングエージェンシー設立 代表取締役 2016年2月 一般社団法人まちの活力創生協会設立、代表理事就任(現任) 2019年7月 当社社外監査役(現任) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社日本アドシステム 代表取締役 一般社団法人まちの活力創生協会 代表理事	株   —
2	いしだ 石田ゆかり (1962年4月25日)	1986年7月 有限会社石田興業設立、取締役 1988年4月 当社設立、取締役 2009年7月 当社常務取締役 2012年7月 当社取締役管理部長(現任)	297,600
3	なかねしゅうへい 中根秀平 (1976年9月6日)	2000年3月 当社入社 2006年5月 当社執行役員 2009年7月 当社取締役営業統括部長兼営業企画部長(現任) 〈重要な兼職の状況〉 トーシンリゾート株式会社 取締役社長 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役社長	41,440
4	あさひももこ 旭萌々子 (戸籍上氏名 田中萌々子) (1982年6月16日)	2005年4月 当社入社 2013年11月 当社社長室長 2014年7月 当社取締役社長室長兼管理部長(総務人事担当)(現任) 〈重要な兼職の状況〉 トーシンリゾート株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役	13,600

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	ゆいとう かず ま 由比藤 一 真 (1990年5月9日)	2013年4月 当社入社 2018年8月 当社管理本部経理財務課次長 2019年7月 当社取締役管理部長(経理財務担当)(現任) 〈重要な兼職の状況〉 トーンリゾート株式会社 監査役 トーンコーポレーション株式会社 監査役 株式会社トーンモバイル 監査役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 監査役	株  3,000
6	もり なるみ 森 なるみ (1989年8月2日)  新任	2010年4月 株式会社トーン(現当社)入社 2018年7月 株式会社トーンモバイル営業部マネージャー 2020年7月 株式会社トーンモバイル取締役営業部部長 2021年5月 当社営業部部長(現任) 〈重要な兼職の状況〉 株式会社トーンモバイル 取締役	200
7	あそ かつ ひこ 阿 曾 克 彦 (1944年8月8日)	1969年7月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東海旅客鉄道株式会社入社 1988年4月 ジェイアール東海バス株式会社取締役 1991年4月 同社 常務取締役 1992年4月 株式会社東海デジタルホン 常務取締役 1999年8月 株式会社ジェイフォン東海 常務取締役 2001年7月 中部国際空港株式会社 取締役 2007年7月 名古屋ステーション開発株式会社代表取締役社長 2012年7月 ジェイアールセントラルビル株式会社 常勤監査役 2013年6月 同社常勤監査役退任 2014年7月 当社社外取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿曾克彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 阿曾克彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、阿曾克彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。同氏が再選され就任した場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、阿曾克彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
なお、同氏が再選され就任した場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 阿曾克彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社経営に対し有益なご意見や率直なご指摘をいただき、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待しているためです。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役加藤悦生氏及び鈴木真司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役加藤悦生氏は、第1号議案「取締役7名選任の件」が承認可決され取締役に選任されると、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	鈴木真司 (1958年10月24日)	1991年4月 愛知県弁護士会 登録 長谷川法律事務所 入所 1997年4月 鈴木真司法律事務所 設立 所長 (現任) 2009年7月 当社社外監査役(現任) <重要な兼職の状況> 鈴木真司法律事務所 所長	株 —
2	阿部満 (1951年10月5日)  新任	1975年4月 東海銀行(現三菱UFJ銀行)入社 1986年6月 セントラル抵当証券株式会社出 向 総務部課長 1990年2月 東海銀行神戸支店長代理 2000年4月 東海銀行事務企画部調査役 2002年7月 UFJ銀行(現三菱UFJ銀行)藤が丘支 店次長 2004年11月 新東昭不動産株式会社入社 2017年8月 名古屋ロードサービス株式会社入 社(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木真司氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 阿部満氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の金融機関及び不動産業界での培われた豊富な経験と識見を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は、鈴木真司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。鈴木真司氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、阿部満氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 鈴木真司氏は現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
7. 鈴木真司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により取締役を退任される石田信文氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社規程に定める基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈時期及び方法等については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

氏 名	略 歴
いし だ のぶ ふみ 石 田 信 文	1988年4月 当社設立、代表取締役社長(現任)

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄三丁目29番1号 名古屋パルコ西館9階  
名古屋クレストンホテル ザ・バンケット  
(052) 684-8472



---

### 交通のご案内

■地下鉄名城線「矢場町駅」4番出口より徒歩2分